

令和6年能登半島地震に伴う 住宅の応急修理制度について（災害救助法）

令和6年能登半島地震を受けた住宅のうち、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」した世帯を対象に、小松市が業者に依頼して、日常生活に必要な不可欠な部分の応急的な修理を行う制度です。

<必ずお読みください>

制度利用に当たっては、被災箇所・修理が分かる写真必要となりますので、必ず写真を撮影しておいてください。（写真がない場合、補助の対象とならない場合があります）

また、この制度については、修理費用を市が業者に直接支払う制度となっているため、修理費用を業者に支払ってしまうとこの制度は利用できなくなるため注意が必要です。

○対象世帯

市が発行するり災証明書により「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と判断された世帯

○応急修理の対象工事

屋根や壁、床、ドア等の開口部の補修、上下水道配管など、日常生活に必要な欠くことのできない部分

※ 緊急を要する箇所優先ため、畳や壁紙等のみの取り換えは原則対象外となります。

※ 家電製品は対象外となります。

○費用の限度額（1世帯あたり）

○半壊以上の場合 706,000 円以内

○準半壊の場合 343,000 円以内 ※費用は小松市から修理業者に直接支払い

○申込み手続き

応急修理申込書に必要書類を添付し、小松市建築住宅課までご提出ください。

※小松市のホームページから様式をダウンロードできます。市役所窓口でも配布します。

※申込時に必要な提出書類、手続きの流れについては裏面を参照ください。

○期限

申請期限：令和8年9月30日 完了期限：当面、設定しない ※期限が延長されました。

<お申込み・お問い合わせ>

小松市役所2階 都市創造部 建築住宅課

電話番号：0761-24-8106 FAX：0761-23-6403

応急修理制度の手続きの流れ

災害救助法に基づく応急修理

